

神奈川県議会議員

たかはし
栄一郎
 かながわ自民党
 子育て議員の
 県政レポート

発行所

たかはし栄一郎事務所

横浜市保土ヶ谷区川辺町6星川プラザマンション1F

電話:045-337-1234 <http://takahashi.eco.to>

令和2年、新しい年がスタートしました。今年はオリンピックパラリンピック競技大会の開催を控え、保土ヶ谷区内も様々なスポーツを通じた交流や盛り上がり期待されています。保土ヶ谷区は平成20年3月よりブルガリア共和国の首都ソフィア市とパートナー都市協定を締結し、様々な形で交流を続けてきました。今回のオリンピックではその繋がりが実を結ぶ形で、横浜市がブルガリア共和国のホストタウンとして決定されたことは大変嬉しく思います。

オリンピックはスポーツと文化の祭典といわれ、スポーツに文化と教育を融合させバランスのとれた人間を目指す人生哲学がオリンピックの理念として掲げられています。未来を担う子ども達が身近にオリパラスポーツやアスリートに接し、オリンピックパラリンピックを契機とした様々な交流に参加できる環境は、それぞれの人生にとってかけがえのない経験になろうかと思えます。

2度目の東京オリンピックを経験される先輩方には、是非子ども達に、当時の様子を少しでもお伝えいただきたいと思っています。オリンピックは大きなイベントですが、それを機に地域の中で世代を超えた小さなつながりが生まれることを願い、今年も活動を続けてまいります。

今回は昨年末にかけての県政活動をご報告をさせていただきます。

リース契約満了により返却したハードディスクの盗難について



昨年12月、神奈川県内の行政文書を保存したハードディスクドライブ(HDD)が、ネットオークションを通じて転売され、内部資料や個人情報等が流出するという事件がおきました。その内容は総務局、環境農政局、保健福祉局(電子データ作成当時の組織名)、県民局(電子データ作成当時の組織名)、県土整備局、教育局など広範囲に及び、公開情報や内部資料などが多く確認され、一部個人情報・重要情報も含まれていたとのことです。

県では、リース契約を結んでいたHDDを内蔵したサーバーを返却する際に初期化し、さらに情報漏洩防止のため返却先で「データ復旧が不可能とされている方法によりデータ消去作業(物理破壊)を行うものとする」との契約を行っていました。しかし今回、そのデータ消去作業(物理破壊)を実施する前のHDD18本が、オークションサイトを通じて転売されるという事態がおきました。外部に出してしまったHDD18本は、12月21日までに全て回収され、所在不明だった9本についてはデータ復元等による情報流出もなく、問題発覚の発端となった9本のHDDから復元されたデータも12月27日までにすべて消去されました。

盗難の原因は、データ消去・廃棄作業を請け負った事業者の社員管理・作業管理体制や事故防止対策の不備により、HDDが盗難可能な状態にあったことも大きいと思いますが、県としてもデータ消去の履行確認が不十分であったと考えます。今回のリース契約満了に伴い合計396個のHDDが県から引き渡されており、事業者に対しデータ消去証明書の提出を求めていましたが、職員の立ち会いまでは求めておらず、機械返却後、証明書提出の督促も行っていますが、1月6日時点でもデータ消去証明書はまだ提出されていません。

ハードディスク(HDD)とは

パソコンのデータの、長期的な保管場所のこと。

「ハード ディスク ドライブ」を省略してHDDと呼ばれることもあり、ハードディスク(HDD)はパソコン作業における「本棚」や「倉庫」にあたる役割を担っている。

ハードディスク(HDD)に保管されたデータはパソコンの電源を落としたあとも残り続け、画像、動画、文書など、全てのデータはハードディスク(HDD)に保存される。

今後は、情報漏洩防止を徹底するため、契約満了時には、県庁から搬出する前に職員が立ち会いのもと、データ記憶装置を物理破壊させるなど、契約の見直しを行うことになりました。また、再発防止策を検討するため、外部専門家も含めた検討会議を開催し、効果的な再発防止策を講じていくとしています。

事件発覚当初から、県はHDDの盗難と情報の流出にあった被害者という意識が見受けられましたが、県は本来、県民の情報を預かる立場として厳しい管理監督責任があると思います。様々な情報が紙で残されていた時代は過ぎ、今はほぼ全てがデータ化されて保存管理されています。だからこそ、取り扱いにはきちんとしたスキルも必要となりますし、このような問題が起きてしまったことの原因説明、そして徹底した再発防止が必要です。個人が民間企業へ提供する情報とは異なり、行政の持つ個人情報はそのほとんどが義務、あるいは公権を用いて提供を受け管理保管されているものです。県は「被害者」という意識ではなく、しっかりと当事者意識を持って、県民の皆様の不安払拭に向けて取り組んでいかなければなりません。情報も大切な財産といわれる時代です。現在HDD内の情報に関して全容究明中です。今後も、県民の皆様が県に情報を提供するにあたって不安のないよう、管理の徹底と安全・安心の行政運営に向けて全力を尽くしてまいります。

子育て支援の更なる充実に向けて①

<幼児教育・保育の無償化に係る県の支援について>

10月から幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、法成立から制度開始まで期間が短く、対象となる施設・事業が多く、制度が複雑であることから現場では混乱が広がっているようです。県としては現場や市町村に対し、制度の詳細を説明し理解を深める取り組みを行いながら、利用者に混乱や不公平感をもたらすような差異が市町村ごとに生じないよう、広域自治体として調整を行うとともに、運用面においても市町村を支援していく必要があると考えます。そこで県としての見解を問いました。



知事からは、「県では、保育所等関係者へ無償化について詳細を説明するとともに、現場の意見や要望を聴取し、必要な事項は国に改善を要望するなど、保育現場や市町村が十分に準備した上で、円滑に制度開始を迎えられるよう支援してきた。また保護者の理解促進にむけ、無償化特設ウェブサイトを作成し、制度の詳細について情報提供を行っている。さらに、市町村に対しては保育対策協議会において、国の担当者による説明会をこれまでに3回実施、市町村間で給付方法がばらつかないように、統一を図っている。また、県が管理する各認可外保育施設の届出情報を各市町村に提供するなど、事務の円滑化を支援している。

今後も想定外の事態に対応出来るよう、積極的に国や保育現場などから情報を収集し、課題や対処方法について市町村に情報提供するなど、子ども達が良質な幼児教育・保育を受けられるよう、スムーズな制度運用を目指し、しっかりと取り組んでいく。」と答弁がありました。

子育て支援の更なる充実に向けて②

<保育士の確保について>



幼児教育・保育の無償化の影響により、保育所の入所希望はさらに増加することが予想されることから、一層の待機児童対策が必要であり、保育所整備とあわせ、保育士の確保が必要不可欠となります。新たな保育士を増やし就職を促進、潜在保育士の復職を支援、現任保育士の離職防止を図るなど、様々な対策が必要と考えます。そこで、県内の保育士の更なる確保に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を問いました。

知事からは、「待機児童解消を図る上で、保育士の確保は非常に重要。本県では、平成27年度に国家戦略特区を活用して地域限定保育士試験を実施、試験回数を増やすことにより合格者数を増やし就職へと結びつけてきた。なお今年度の受験者数は、地域限定保育士試験の認知度向上で県外からの受験者が増えた結果、昨年度より約千人多い2,693人と大幅に増加した。また、今年度からは復職を目指す潜在保育士が短時間勤務を通じて現場感覚を取り戻すことを支援する事業や、保育士養成校と連携して学生が先輩保育士から直接話を聞ける就職相談会を開催するなど、新たな事業も開始した。しかし県内の保育士養成校を卒業する約2,500人の保育士のうち、毎年約1割が保育以外の分野に就職しているのが現状で、原因のひとつとして、保育実習で想像以上に事務仕事が多く、仕事のやりがいよりも辛さを強く感じてしまうケースが多いと聞いている。県として保育の仕事のやりがいが伝わる効果的な実習方法について関係者と検討し、実習のモデルケースなどを保育士養成校と保育所が共有できる仕組み作りなどを進めていくとともに、全市町村が参加する保育対策協議会の中で、働き方改革や広報など、様々な取組みを検討し、「県内どこでも待機児童ゼロ」の実現に向け、保育士の確保にしっかりと取り組んでいく。」という答弁がありました。

保育士としての夢が現実になるにつれて、憧れの保育士像と現実の仕事の量、そして命に関わる責任ある仕事であることのギャップに悩まされ、保育士になることを敬遠してしまう、また勤めても保育士としての感動を得ることなく早期離職してしまうケースも多いと聞いています。



将来を担う子どもたちの発達を促し、子どもたちの日々の成長を実感することができる、魅力のある仕事のひとつとして、県には率先して取り組むよう要望しました。その切り口として、保育士のステイタスを上げ、光をあてるような、ドキュメンタリー映像などの作製、保育士の方々が現場でどんな想いを持ち、子ども達に接しているのか、そういったものを何とかして映像化して発信するといった『全国初神奈川モデル』にも是非取り組んでいただきたいと提案しました。

少子化といわれる時代の中で、すべての子ども達の保育の質の充実や環境整備、そこで働かれる方々の処遇の改善、保育と幼児教育と義務教育の連携など、これからも健やかな成長と学びに向けてしっかりと取り組んでまいります。

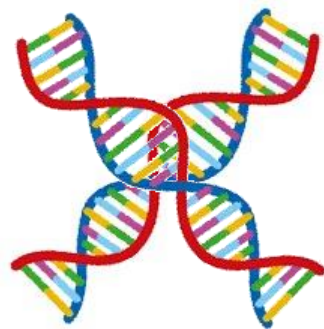
たかはし栄一郎 県政報告会開催中!

ご近所やお友達など少人数で集まって、お茶を飲みながら高橋栄一郎とお話しませんか?



県での出来事などもお話しさせていただきながら、皆様のご要望にお応えできればと思います。ぜひ皆さんのお話を聞かせてください。5人程度からでも伺います。機会を設けてくださる方は事務所までぜひご連絡ください♪

犯罪捜査におけるDNA型鑑定について



犯罪捜査においては、犯罪の悪質化、巧妙化等に対応するため、科学技術を駆使した捜査手法の高度化を推進することや、公判を見据えて一つでも多くの客観的証拠を収集することの重要性が叫ばれています。DNA型鑑定は科学捜査の代表格であり、被疑者の犯行を客観的に証明するための大きな柱の一つとして、犯罪捜査には必要不可欠なものになってきています。

そこで、県警察では、どのようなDNA型鑑定を行っているのか、犯罪捜査においてDNA型データベースはどのように活用されているのか、警察本部長に質問しました。

DNA型鑑定とは？

細胞の核の部分に存在するDNAの個人ごとに異なる部分を比較することによって、個人を識別する鑑定方法のこと。



警察本部長からは「神奈川県警察で行っているDNA型鑑定は、主にSTR型検査法と呼ばれるもので、本年度から導入された新しい検査試薬によって、日本人で最も出現頻度が高い場合でも約565京(兆の1万倍の単位)人に一人という極めて高い精度で、個人を識別することが可能になっている。検挙した被疑者から採取した資料や、被疑者が犯罪現場などに遺留したと認められる資料から得られたDNA型の記録は、警察庁において一元的に管理運用するDNA型データベースに登録することによって、全国規模で自動的に照合され、被疑者の割り出しや、被疑者の余罪確認などに活用されている。県警察では、科学捜査研究所において、年間1万件を超える資料の鑑定嘱託を受けてDNA型鑑定を行い、判明したDNA型を警察庁のデータベースに登録・照合し、犯罪捜査に活用している。被疑者や犯罪現場などから採取した資料のDNA型が、データベースに登録されているDNA型と一致した件数は、5年前には年間約400件であったものが、データベースの充実に伴い、昨年は約900件へと増加しており、また、長期にわたり未解決であった事件が、DNA型の一致をきっかけに被疑者の検挙に至るなど、多くの事件の解決にDNA型鑑定が役立っている。今後もより多くの事件解決に向け、積極的かつ適正に推進していく。」という答弁がありました。

今や、DNA型鑑定は科学技術の活用の最たるものとされ、防犯カメラ画像の利用、GPS捜査と並んで、警察の犯罪捜査に欠くことができません。その一方で、その活用においては県民が不安を抱くことのないよう、適正な運用と信頼性、安定性の確保が求められます。日々、多様化・巧妙化する犯罪に対して、県民の安心・安全をしっかりと守るために、これからも多岐にわたる分野で取り組んでまいります。

「たかはし栄一郎」県政レポート 配布ボランティアを募集しています！

①たかはし栄一郎の県政レポートをご近所等にごポスト
配布して下さるボランティアの方

②広報掲示板をご自宅等に設置して下さる方
(大きさ:90cm×90cm)

* **ご協力頂ける方がいらっしゃいましたら
事務所までご連絡ください**



県政に対する皆様のご要望を
お待ちしております!!

↓ご意見ご要望はこちらまで↓

たかはし栄一郎事務所

TEL:045-337-1234

FAX:045-337-1243

✉: takahashi.eiichirou@sky.plala.or.jp